

通知に基いて、之を爲さねばならぬとの必要は毫もなきものである、とは一般の通説であるが、しかし質権設定承諾預金が支拂後に於て、當初の質入行爲に違法ありとして預金名義人其他より支拂の取消を求められたるとき、債務銀行は果して如何なる對策を有するか。

即ち、民法第四六八條の規定は、債務者が異議を留めずして債権の譲渡を承諾したるときは譲渡人に對抗することを得べかりし事由あるも、之を以て譲受人に對抗することを得ずとある。

右の場合若し、銀行が異議を留めずして承諾せるものなりとせば、質権者に對しては質権承諾の効果として預金債務辨済の完了を爲したるに拘らず、預金名義人よりの支拂取消に依て、該質権者への支拂效力に動搖を來すとせば、結局、銀行は重複辨済の不當を甘受せねばならぬ結果を招來するに非ざるか。

果して、然る場合ありとするも、質権者に對し承諾銀行が義務を負ふは、質権設定が適法に爲されある場合に限りべきであつて、既に質権が效力を失し、或は取消に因り無効となりたるときは當然、債務銀行が爲したる承諾も效力を生ぜざることとなるの結果として、曩に爲されたる質権者への辨済は之が返還を求め得る次第ではあるが、當時質権者が、返還の能力なき状態にありたりとせば、遂に銀行は實質的に重複支拂を餘儀なくせしめらるゝこととなるのである。

以上述べたる所を以て預金の、質入譲渡承諾の場合に於ける銀行が執るべき處置、及、之に關する法規の適用範圍に付ての大體を明らか爲らしめたるものと考へる。則ち、自行預金が質入譲渡に因り、其旨預金者より通知に接し或

は之に承諾を求められたる場合にありては、如上法律上の關係を考慮し、取扱上遺漏なからんことを期するの要あるとの點を詳らかならしめんとせし次第である。

第八節 預金の差押並轉付命令と其處置

銀行が、自行の預金に對し差押並に轉付の命令を受けたるとき之を如何に處理すべきやに付て、日頃かゝる事件に出會すの機會稀なる實務者にとりては、尠からず當惑を感じる場合のあらんことが想像され得る。

然る場合の用意として茲に預金實務の立場よりして、少しく其點に關して研究の筆を加へんとするものである。

轉付命令とは、支拂に代へ券面額にて差押債権を差押債権者に移付する裁判所の設定的命令を云ふのである。之を平易に説明するとせば、

今、甲なる預金者が乙なる銀行へ五千圓の定期預金を爲しむたりとする。然るに甲の債権者丙が、此乙銀行へ爲せる甲の預金あることを知り自己債権のため之を差押へんとする場合、先づ丙は執行裁判所へ

一、第三債務者たる乙銀行に對し該預金を甲に支拂ふを禁ずること及

一、甲預金者に對しては該預金債権の處分、殊に其取立を爲す可からざることを命ぜられんことを申請する。

しかし右手續のみにては未だ第三債務者たる乙銀行より丙は、該預金の支拂を受くるを得ない、故に、右差押手續と同時に、又はそれ以後に於て之が換價の方法として、差押たる債権の移付命令を受くるのである。

移付命令には差押債権者に取立命令を與ふるものと轉付命令を與ふるの二種があつて、取立命令を受けた債権者は其債権辨済に充つる爲め代位の手続を要せずして債務者に代り、差押債権を取立て得る権限を附與される。

乍然、取立命令あるも債務者——此場合預金債権者——は、依然として差押債権の主體たるに變りがないのであつて、只、差押の效力として其債権處分の制限を受くるに止まるのである。

然るに轉付命令にありては、債務者たる甲預金者は、轉付せられた該預金債権の主體たるの地位を失ふのである。即ち、轉付命令を受けた差押債権者は恰も差押債権を讓受けたると同一の地位に立ち、直ちに其債権の主體となるのである。斯る場合、第三債務者たる銀行はいかに之を處理すれば可なりやとの問題が、茲に研究せんとする主眼點である。

銀行が自行預金に對し、差押並に轉付命令の送達を受けたる場合、之が處理をいかに爲すべきやとの點に付ては

- (1) 被差押預金の名義人、即ち轉付命令を受けたる債務者が銀行に債務を負擔し、それが相殺の適狀にありたるとき
- (2) 轉付命令の送達を受けたる預金が若し讓渡禁止の特約に依れるものなるとき
- (3) 讓渡禁止の特約なく且銀行が該差押預金と相殺に適すべき債権を有せざりしとき

銀行が自行預金に差押並に轉付命令の送達を受けたるときの處置としては、大體以上の區分に依り之を處理すべきであると思ふ。

(1)の、差押預金に對し銀行が相殺を主張し得る債権を有する場合にありては遲滯なく、其旨を差押債権者並に債務

者へ通知し、相殺の意思表示を爲さねばならぬ。

(2)の、轉付命令を受けたる預金が若し讓渡禁止の特約に係るものなりせば、之を如何に處理すべきやといふに、假に斯る預金の差押を受けたりとせば銀行は直に該預金を、辨済の爲に供託すべきである。

「讓渡禁止の特約ある債権の轉付せられたる場合に於ては第三債務者は過失なくして債権者を確知すること能はざるものと推すべき其辨済の爲めの供託は有効に債務を免かるゝものとす(大審院)」に見るも明らかなる如く、銀行が讓渡

禁止特約ある預金に轉付命令を受けたるときは、其辨済を誰人に爲せば完全に債務を免るゝやに付ての判断は、容易ならざる困難の伴ふものなることは充分想像され得るのであつて、若し、轉付を受けたる債権者に支拂を爲したりと

せんか、預金者は契約違反を理由に銀行へ對し、預金返還の請求を爲すであらふ(此問題に關しては種々論議もあり又解釋も異にするは爲し得ると思ふ)。

又一方、讓渡禁止債権は之を差押ふるとも轉付するを得ざるものとの理由に基き其辨済を躊躇せんか、轉付を受けたる債権者は善意の第三者なることを主張して、之が預金返還の請求を爲すであらふ。

事實又、讓渡禁止の特約の効力は善意の第三者に及ばない(民法第466條)のであつて、預金の差押並に轉付命令が、「豫め第三債務者並に債務者を審訊せずして發せらるゝものなれば第三債務者たる銀行は特別の事由あるに非ざれば……轉付債権者の善意悪意を採知し得ない」のを普通とするの故、その詮策はなか／＼容易でない。従つて斯る場合に處するの道は只、前叙判例の主旨に則り轉付預金を、辨済の爲めに供託するに越さないのである。

(3)の、差押並に轉付の命令を受けたる預金が讓渡禁止の特約なく、又銀行が該預金者に對し相殺を主張すべき債權なきときは轉付命令の其送達に依て債權の主體が債務者——預金名義人——より差押債權者へ移るの原則に因り、該預金は直ちに差押債權者に支拂ふも差支ないものである。

而して、差押並に轉付命令が第三債務者たる銀行に送達さるゝと同時に債權は、差押債權者に移り、爾後第三債務者は差押債權者の債務者となるのであるから、若し該預金に附隨する抗辯權が銀行にありたりとせば銀行は、承繼人たる差押債權者に對し又對抗し得ると共に、他方、差押債權者自身に對して銀行が抗辯權を有したりとせば、該抗辯權を以て差押債權たる其預金にも之を及ぼし得る結果となる。

蓋し差押債權者は、轉付命令を受くると同時に爾後該債權を自由に處分するを得ると共に又、危險負擔も債務者より差押債權者に移轉するものなるの故、該債權に對し和解、讓渡、期限猶豫或は免除等を爲し得るの權限を有するものとなるからである。

尙又茲に注意を要すべきは、前にも一言せる如く差押債權換價手續として、差押債權を直ちに債權者に移付する方法に二種あり、即ち其一是、前叙の轉付命令であり他は取立命令である。

轉付命令は、差押債權が直ちに差押債權者に移轉するものなるに引換、取立命令は差押債權者をして其債權の辨済に充つる爲め、代位の手續を要せずして、債務者に代り差押債權を取立て得る權限を認むる設定的命令である(加藤誠一説)。従つて、取立命令あるも債務者は依然として差押債權の主體たるに變りがないのであつて、只、差押の效力と

して其債權の處分の制限を受くるのみに止まるのである。

第三債務者たる銀行は取立命令ありたる後と雖も依然差押債權者に對する債務者たるべきなるとは叙上の如くにして、只差押の結果として、預金者へ直接支拂を爲すを得ず、取立命令に依り差押債權者に支拂を爲さねばならぬのである。

然し此場合も銀行が差押前、預金者に有せし抗辯權、即ち相殺、免除、期限の猶豫其他既に訴訟繫屬中なること等の抗辯は之を提出し得るのであつて(三三條第二)、又、條件附期限附なるときは是又條件成就期限到來せざれば其取立に應ぜざるも差支ないのである。

以上述べたる所に依り大體之を明らかならしめたるものと思ふが、銀行が自行預金の差押を受け之が轉付の命令又は取立命令の送達を受けたるときは、各其場合に應じ上述の手續に従ひ萬遺漏なき處置を講ずるを要すべきである。

第九節 預金者死亡と其處理

第一款 死亡届出の受理と手續

預金名義人が死亡せるに際して起る其届出の受理、及、其他の手續を如何に處理すべきやに關しては相當研究を要する問題なりと考へらる。

死亡せる預金名義人が女戸主ならざる有夫の婦であり、或は未婚未成年の子女なることが判明せる場合にありては

其夫又は父よりの届出に依り、之が受理には爾かく困難の伴はざることを通例とするも、若し夫れが一家の戸主であり又は妻子ある家族——即ち生家と戸籍は一にせるも、事實は妻子を擁し獨立の生計を營める者の死亡等に至つては其取扱よほど慎重を要すべきで、相続人たる相手方の判別に付てはそれ〴〵法定の手續順序に依り相続が爲されあるやに關して、一と通りの詮議を必要とするは勿論である。

相続には家督相続と遺産相続の別があり、一は戸主が死亡し、又は戸主権を喪失したる場合に於て(民法第九、六四條)、他は家族が死亡せるに際して、生前其者が有せし權利義務の一切を包括的に承継するを謂ふ(民法第九二條、及一〇〇一條)。

即ち、預金名義人が一家の戸主にして、其預金主が死亡したる場合にありては當該預金債權の承継は家督相続人に依て爲さるべきであり、若し又死亡せる預金者が假に家族なる場合——例へば同一戸籍内にある戸主Aの二男Bが銀行に預金を有せしに、偶々其預金主Bが夭折せる如き場合にありて該銀行預金は云ふまでもなく遺産である。

又、家督相続にありては戸主権の承継を主とし、財産の承継は第二義的に生ずるものであるが、遺産相続にありては必ず家族の死亡に原因し其財産の承継を唯一の目的とする次第である。

尙ほ又家督相続人は一人に限る(民法第九七〇條、及第九八一條)のであるが、遺産相続人は必ずしも然らず、即ち民法第九九四條に於ける「親等の同じき者は同順位に於て遺産相続人と爲る」とある如く、被相続人に嫡出子數人在る場合にありては男女長幼の別なく總て遺産相続人と爲り、各自平等の權利に於て相続財産の承継を爲し得る等、其他家督相続にありて配偶者の位置は被相続人の兄弟姉妹の下位にあるも、遺産相続にありては直系尊族の上位、即ち被相続人に直系卑屬な

き場合にありて配偶者は、遺産相続の第一順位に置かれある點などは實務取扱上看過し得ざる注意事項である。

さて、預金者死亡したるに因り其旨關係人より届出に接したるときは、取あへず其届出——口頭たると書面たるとを問はず——を受理し、直ちに其旨を預金元帳並に印鑑簿等へ記録し、支拂停止の手續を執ると共に届出人に對しては、該預金の名義變更又は拂渡に要する手續書類として

(A) 名義變更の場合

一、家督相続後の戸籍謄本

一、相続人の印鑑證明

一、名義變更届(様式次款遺産相続の項参照)

一、預金證書(又は通帳)

等の提出を求め、それ等の諸書類に依て正當相続人の誰人なるやを確かめたる上、其相続人名義に證書又は通帳名義を變更すべきである。

此場合は、被相続人名義の預金を相続人に於て承継するのであるから、期限其他の條件は變更さるべきで無いこと勿論なるが故、別に證書を新たにするの必要はなく、持參の證書餘白に「年 月 日家督(遺産)相続届出に依り名義變更」なる旨を記載(捺印)し、舊名義は赤線を用ひて抹消し其傍に相続人名義を記載すれば足る(新たに相続人名義の印鑑を捺し預金元帳へも又其旨を記載すること勿論)。

尙、相続人が未成年者なる場合にありては其名義變更届は親権者又は後見人名義を以て爲さしむるを要し、若し親権者——親権を行ふ母は財産の管理を辭することが出来る(民法第九九條)——又は後見人の決定に先ちその届出に接したるときは、死亡届出のみは之を受理し、名義の變更は其手續完了の後ならでは爲すを得ない次第である(法定代理人の職別に関する一歌、参照)。

(B) 相続人に拂渡す場合

預金者が死亡せるに際して其預金が既に期限到来せるか、或は届出が期限後に於て爲されたる場合にありては、引續き相続人名義を以て預け入れらるゝと又拂渡しを爲すの別なく、一旦之は拂渡の形式を採り、名義變更の手續は省略するも可なりと信す。但し届出其他は名義變更の場合と同様、相続後の戸籍謄本、相続人の印鑑證明及預金證書の提出を求め、それに依て正當相続人を確かめたる上ならでは拂渡すを得ざること勿論である。

尙ほ此場合左掲様式の家督(遺産)相続届を提出せしめ、預金證書裏面元利請取欄へは「何某家督(遺産)相続人何某」と署名の上調印せしむるを要すべきである。

更に、相続人が未成年者なる場合にありては前叙手續に依り親権者又は後見人名義を以て受領せしむるの要あることは言を俟たぬ。

法定代理人が親権を行ふ母なる場合にありては民法第八八六條第三項該當事項として、又代理が後見人に依て爲されたりとせば同法第九二九條第一項に依り、親族會の同意を必要とするものに非ざるやに付て疑義あるも、銀行預金の元本を領收する行

爲が民法第八八六條第三項に於ける「重要なる動産に関する權利の喪失」とは考へるを得ず。又第九二九條但書に於ては明らかに元本の領收に付ては之を除外されある次第として、その何れの場合たりと親族會の同意を必要とするものに非ずと解すべきである。

家督(遺産)相続届

住所 氏名

右者昭和 年 月 日死亡致候爲メ拙者家督相続致同人ガ有セシ權利義務ノ一切ハ拙者ニ於テ承繼可致就テハ豫テ同人ガ貴行へ預ケ入レ居タル預金ハ總テ相続人タル拙者へ御拂渡相成度戸籍謄本及印鑑證明書相添へ此段及御届候也
昭和 年 月 日

住所 亡何某家督(遺産)相続人 何 某 印

住所 保所 證 人 何 某 印

株式會社 × × 銀行 御中

第二款 家督相続と遺産相続

(イ) 家督相続

家督相続とは戸主が戸主権を喪ひたる時に於て其一切の権利義務を承継するを云ふのであつて、相続に因り戸主たる身分を取得すると共に一家に属する財産をも併せ承継するのである。

而して、家督相続が如何なる場合に於て開始さるゝかに付て法律は左の如く規定してゐる。

- (1) 戸主の死亡したるとき
- (2) 戸主が民法第七五二條以下の規定に従ひて隠居を爲したるとき、或は外國人の身分を取得したるが爲め日本の國籍を喪失したるとき
- (3) 戸主が婚姻又は養子縁組の取消に因りて其家を去りたる時、即ち婚家又は養家の戸主たりし者が其家を去り戸主権を喪ひたる時は、恰も戸主の死亡又は隱居の場合と異ならざるが故、家督相続の開始は當然である。
- (4) 女戸主が入夫婚姻を爲したるとき、即ち戸主たる女が養子を迎へたる時は民法第七三六條の規定に従つて其入夫と戸主との間に家督相続は開始さるゝのである。之に反して若しその
- (5) 入夫が離婚したるとき、その入夫は當然養家を去り實家に復籍するの結果として家女は更に戸主となるのである

以上の如き場合に於て家督相続は開始するのであるが、實際上銀行事務へ表れる問題としては、(1)の戸主死亡に因る場合が其大部分を占むるのである。従つて茲では戸主死亡の場合、即ち戸主たる預金者が死亡せるに因り起る家督相続の問題を主として考究したのである。(家督相続の場合に於ける預金事務取扱に關しては、前記述べたる手續に依り整理すべきである。)

(ロ) 遺産相続

(A) 遺産相続制度の概要

家督相続は我國固有の慣習に基きたる特殊な制度であることは今更贅言を要せない次第であるが、遺産相続に關する條項に至つては全然それと趣を異にするのであつて、歐洲諸國に於ける不定家族、即ち家族なき場合の相続制度と同種の立法例を採用したるもので、所謂平分主義によるものであるとされてゐる。

我民法第九九二條に「遺産相続ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス」と規定されある如く、遺産相続は必ず家族の死亡に因りてのみ發生するのであつて、戸主が死亡した場合は全く其軌を異にするのであり、従つて其場合に於ける相続の形式順序等も自と異なることとなる次第で、その適例として前にも一言せる如く家督相続人は一人に限られあるも、遺産相続にありては時に數人にて相続財産を承継する場合があり得る。

例へば、戸籍上家族の位置に於かれあるXなる人が、A、B、Cの三子と、七千五百圓の特有財産——相続分に關して別段意思の表示を爲すことなく——を残して死亡したりとせんに、その残されたる財産はA、B、Cの三遺兒に於て平分に相続するのである。

即ち、Aは長男であり、Bは長女であり、Cは二男でありとするも、その長幼男女の別は問ふ所に非ずして、A、B、C共均等に各二千五百圓宛を承継することとなるのである。

乍然、若しA、B、Cの内に庶子又は私生子が混在しむたりとせば其相続分は、嫡出子と庶子又は私生子との間に於て區別を生ずることとなる。(民法第一〇〇四條)。

詳言せば、庶子又は私生子の相続分は嫡出子の二分の一であるから、前例A、B、Cの内、假にA、Cの二兒は嫡出子にてBを庶子なりとせば、A、Cは各三千圓宛をBは一千五百圓を承継することとなるのである。

家族團體に於ける家族の死亡に因り、其家族が有したる特有の財産、即ち遺産の相続人は其家族の直系卑屬——直系卑屬が相続開始前に死亡し其者に直系卑屬あるときは其直系卑屬——たることは戸主死亡の場合に於ける家督相続の順位と異ならないのであるが、只、親等の同じきもの數人あるとき、其相続分に於て前叙の如き差異生ずることを記憶に留むれば足る。

さて銀行事務の實際より考へ、遺産相続に於て問題となるは多く法定の推定相続人なき場合、即ち配偶者あるも直系卑屬なき場合にありて被相続人の父母兄弟と遺産相続人たる配偶者との間に起る財産分與上の争ひに關してある故に、本項に於ては其點を主として研究することとする。

記述の便宜と参考に資せん用意よりして、家督相続の條項と對比研究して見たいと考へる。

家督相続の場合にありては第九八二條の法定又は指定の相続人なきときは其家にある被相続人の父、父あざるとき又は父が其意思を表示すること能はざるときは母、父母共にあざるとき又は其意思を表示すること能はざるときは親族會は左の順序に従ひ家族の中より相続人を選びべきものと定められありて、其第一順位に「配偶者但家女ナルトキ」が擧げられある。之は家を重んじ其血統を斷絶せしめざらん用意に外ならんであつて、我國の家族制度よりして當然のこと、謂はねばならぬ。

而して第二に兄弟、第三姉妹、第四に第一號に該當せざる配偶者、第五に兄弟姉妹の直系卑屬等が擧げられありて前述の血統を絶やざらんとの念慮がハッキリする。

翻つて遺産相続の項を見るに、

第九九六條 前二條ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルベキ者ナキ場合ニ於テ遺産相続ヲ爲スベキ者ノ順位左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系卑屬

第三 戸主

右の如く規定されあつて家督相続の場合と懸隔の甚だしきことが瞭然たる次第である。蓋し家を省るの要なき家族の死亡に當りては先づ愛情の厚薄に其重點を置くは當然と言はざるべからず、何人も自己の直系卑屬に對する愛に次で自己の妻又は夫を愛するの普通自然の情と謂はざるを得ず。法は家族の心情を付度して配偶者を第二に置きたる所以ならん。而して家督相続にありては兄弟姉妹を第一號の家女ならざる配偶者の上位に置かれあるに反し、遺産相続にありては被相続人の兄弟姉妹並に其他の傍系親の相続は之を認められないのである。猶亦家督相続にありては指定或は選定等の相続人を認むるのであるが、遺産相続に於ては法定の相続人以外指定選定に因る相続人は認められないのである。更に注意を要するは遺産相続に於ける配偶者又は戸主たる相続人は、相続原因發生のとき被相続人と家を同うせることを要し、直系卑屬及び直系尊屬たる相続人は家を同うすることを要せないのである。

而して家督相続と遺産相続の特に異なる處は、家督相続人は只一人に限られるに、遺産相続人は同順位者数人ある場合、共同して相続するを妨げざるにあることは、前にも一言せる如くである。

今一つ、遺産相続の順位は法定にして、廢除の手續に依るにあらざれば之を變更すること能はないのであつて、相続の効力が相続開始のときに始まり、相続開始のときは被相続人死亡のときにありとされる通説と共に、我等の記憶より逃がしてはならない。

(B) 實際問題としての取扱方法

銀行の預り金中に上記の如き遺産の問題——前述の如く茲には遺産の相続人が其配偶者たる妻である場合のみに付て述べる——に遭遇したるときは、銀行は如何に取扱ふかといふ實際問題に移るとする。

例へば茲にAなる人が自己名義で銀行へ定期預金をして居たとする。AはBの家族でBはAの父である。然るに該定期預金が未だ期限の到来せざるに先ちAは死亡したりとする。

Aは妻を娶り居たるも子孫がなかつた。所謂第一順位の法定相続人が缺けてゐるのであるから、遺産となりたる上記の定期預金は當然配偶者たる妻の権利に移るのであつて、期限到来の際該定期預金は正當受取人たる妻なる人が受取人となり、右預金拂渡の請求があり、同人に支拂ひたりとすれば問題はないのであるが、現世のことはそうなかなか簡単に參らぬ場合が多い。

惣の世の中である。Bなる父はAにそんな遺産がありと知つたら、他人である處の未亡人へ、その財産を其儘そつ

くり渡したくない心の起るは人情である。其處で其遺産を巡つて醜い家庭の争ひが現出せられるといふ世間ありふれの筋書となるのである。斯る場合を考慮して、銀行は必ず相當の注意を拂つて後に禍根を残さぬ周到さを以て、最善とする取扱方法を講じて置かねばならぬ。

僅かに預金證書裏面に記載せる約款に頼つて、届出の印判を以て拂渡の請求があつたなら、何人にも證書提出の人を正當受取人と認めて拂渡すのであることを理由として恬然たることは、責任を重んずる銀行の扱方としては決して賞されないものである。

然らば此場合、如何なる取扱方が最善であるかといふに、第一正當な受取人であることを確認することが先づ必要である。

其確認の方法として、家督相続の場合と同様

一、戸籍謄本を提出せしめ何人が正當受取人であるかを確かめたる上

二、市町村長の印鑑證明を徴し、更に

三、適當なる保證人をたゞしむ。此保證人はなるべく相続人の戸主たることが理想的である。

右の手續は該預金が現金支拂となる場合と、相続人名義に書換る場合との區別なく履むを要すべきである。

期限の中途に、遺産相続人名義に變更の申出ありたる場合も右と同一の手續を履み、左の如き名義變更届を徴すべきである。

一、貴行定期預金査査圖也

證書番號 第 號
 證書日附 昭和 年 月 日
 支拂期日 昭和 年 月 日
 預 主 何 某
 今般何某死亡ニ依リ抽者遺產相續致候ニ付テハ前記ノ預金昭和 年 月 日ヨリ何某名義ニ變更被下度別紙新印鑑竝ニ
 戶籍謄本相添へ保證人連署此段及御届候也
 昭和 年 月 日

住 所 何某遺產相續人 何 某
 住 所 保 證 人 何 某
 株式會社 銀行御中

之を要するに銀行としては正當受取人へ支拂を了し、問題を後へ残さないといふ用意の下に、相當組織的の取扱方法の攻究が肝要であると思ふ。と云つてあまりに其手續が嚴格に過ぎ、杓子定規の誹を受けるやうでも困るのであるが、併し銀行は自己の責任上決して手續を忽にしてはならない。

時に理解乏しき人々に依て非難さるゝ場合ありとせば、得心の行く程度の説明を加へ了解せしめることに努めねばならぬと共に、前述の手續を非難の聲に脅えて、曖昧に流れしめることは決して策の良なるものとは謂ひ得ないのである。總じて許し得る範圍に於ける顧客への便宜は、聊かにも吝であつてはならないが、危険を負擔してまでの便宜はこれビジネスの埒外である。

以上述べたる所に依り明らかなる如く遺產相續に付ては、法定の推定相續人なき場合に於ける妻の權利は殆んど絶對的のものであつて、何人の容喙をも許さない位置にをかれある次第なるが、併し實際問題となるとなか／＼その理窟通りに取運ばれないのが通例の如くである。

前例題の箇所にて述べたる如く、死亡せる家族の戸主が其家族の父であり或は兄である場合は勿論、被相續人に實父母兄弟姉妹と、血縁の繋がるものあるときは、それ等のものが其遺產を巡つて相當確執を醸すことあるは世間に其例諒くないのである。従つて其間種々なる策が施されることもあり得ることで、殊にそれが相當馴染深い取引先での出来事である場合は、特に注意を要する次第である。

更に前例題に於ける被相續人Aなる人の父Bが、常に銀行との交渉密にして良取引先であつた場合など、銀行は兎角情に流れやすく、情に流れないとするも取扱ふ者にAはBの家族で殊にそれが實父であるから、Aの死亡によつてA名義の預金をBが受取るに不思議はない、寧ろ當然であるかの如くに誤解し、何等の手續をも經ずして拂渡すが如きことは即ち禍根を後に残すものと謂はねばならぬ。

もしBなる父と、遺産相続人たる正當受取人との間に前述の如き相続上の確執を生じたる時、該預金が正當受取人に支拂れなきを理由に、遺産相続人より預金返還の訴へを起さないと保證が出来やうか。

BはAの父で、而も良き取引先であると共に資産信用の状態も信するに足る先であるから、結局に於て銀行は迷惑を蒙らないであらうと、目先のことばかりをのみ考へて居てはならないと思ふ。

銀行の蒙る損失は、金錢を以て計算し得る損失のみが損失ではないのみならず、金錢以外、無形に蒙る損失ほどより如何に大なるかを牢記し、此場合のみに限る譯ではないが、凡て事務を處理する上に於て細密慎重でありたいと思ふ。

第五章 通知預金

第一節 概 説

通知預金とは他の要求拂預金と同様預入に際して別段、預け入れ期間を定むることなきも、其の引出に當つては豫め預金者がその旨銀行に通知し、現實の支拂日と豫告日の間に一定日子を置き、銀行をして支拂資金の準備を爲すの餘裕を與ふる一種の期限附預金ともいふべきである。

豫告期間は預入に際して銀行が預金者の希望を糺し、亦預金の多寡に應じ二日乃至一週間程度の期間を以てするを例とす。

元來通知預金は、要求拂預金と等しく何時其の引出の請求に接するも難計不安定性預金にして、通常商人が商品仕入の爲め用意せる資金を若干期間——定期預金とするには期間長きに過る嫌あり、さりとて其儘當座預金と爲し置くには利息の點に甚だ不利なりと考へたるとき本預金を利用するにあり、従つて利率の如きも要求拂預金たる特別當座預金に比し幾分有利に條件附らるゝを普通の例とす。

乍然今日、此種預金を利用するの預金者は極めて少數にして、多くは銀行相互間の、所謂同業者預金の爲め之を利用せられ、或は又他の金融業者が稀に此種預金を利用する場合あるの外、一般的には縁遠き預金なりとの感が甚だ深

5。

とはいへ、通知預金が一般的に甚だ縁遠き關係に於て、同業者並に金融業者以外全然利用する向なきかといふに決して然らず、數に於て劣勢なりとはいへ時に事業會社の手許遊資を、前述理由に基き預入せらるゝ場合ある等、あながち存在價值を非認するを得ない次第である。

通知預金は、通例預入に最低額なるものを定め、一口の預金幾許以下のものは取扱はざるを原則とするも、地方により又銀行により然らざる取扱を爲す向あるのみならず、引出前の豫告をも全然之を爲すことなく、しかも證書發行に代ふるに通知預金通帳を以てし、漫然特別當座預金と異ならざる取扱を爲す銀行あることを往々見受くる所であるが、之は變則的取扱として排除すべきで、原則として通知預金は證書發行制たるべきであることを主張する。

通知預金が預入金額に、最低額なる制限を設け引出前の豫告を嚴守せしむるは、それに依てとかく陥り易き特別當座預金との混同を避け、功利的預金者の變則的利用をなるべく防止せんとの趣意に外ならないのであつて、組合銀行が預金協定規約として通知預金の最低額を定むるを常とするが如きも畢竟その主旨に出でたるものと觀るべきで、同業者の合法的違反行爲を拘束せんとするが如き卑屈なる意圖より出でたるに非ざるものと解すべきである。

従つて組合銀行の所在する地方にありて、其の組合加入銀行は單に規約として之が勵行の義務を負ふと考ふべきではなく、經營の有利と銀行の基礎健全を期する上に於て、相互扶助的の意味よりして其の勵行に努むべきであると考へた。

故に、組合銀行の所在せざる地方の銀行にありても、徒らに預金者へ迎合する意のみに急なることなく、經營上の立場と採算關係を考慮し嚴に高率なる通知預金と、要求拂を原則とする特別當座預金の如きを混同するが如きことなきやう善處すべきで、それ等は一にかゝつて取扱者の自覺如何に歸すべきものなることに留意し、直接當務に携はる者亦特にその點に關心を要すべきであると考へる。

第二節 帳簿様式と記帳整理

通知預金は本來證書發行制たるべきを原則とするも、銀行に依り必ずしもその取扱は規一せず、通知預金通帳なるものを發行してその出入に便せんとする向又相當あらんことは想像に難くない。

通知預金帳簿を元帳式とすべきか又記入帳式と爲すべきか、或は又それ等兩帳簿の併用を可とするかは、一にその銀行が證書發行主義に依れるか亦通帳發行制を本體とせるか、或は通帳證書共に之を併用して預金者の希望に應じ、その何れとも發行せんとするかに依て選擇を異にする次第なるが、通知預金本來の性質より判定してなるべく通帳發行制たらざるを可とすべきことは既に前にも述べたる所である。従つて之に用ゆる帳簿の如きも、定期預金の場合と同様記入帳制たるを可とす。

然し記入帳の持つ特徴は、相當多數の通知預金口を有する場合とて小部の記入帳一冊にて充分こと足り、取扱の輕快なると索引に手数を要せざる點等にあるが、それ等は凡て證書發行主義に依る銀行のみに限られある次第で、通帳

合と同様利子基數表を作成し、基數計算法を採るも又一策である。

説明——通知預金元帳

- 一、通知預金元帳は單に通知預金記入帳の附屬帳簿としてのみ使用する向あるも、茲に掲げたる通知預金元帳は一帳簿制を原則として單獨使用の場合のものを示す。
- 一、元來筆者の主張として證書發行のものは記入帳を、通帳使用のものは元帳制を——通知預金に通帳を發行するの可否は亦別——と考へるのであるが、茲に掲げし通知預金元帳は其何れにも使用し得るの様式とした。
- 一、斯る預金帳簿を元帳式とすることに依て生ずる不便は支拂預金と現存預金の區分で、多數連記されたる中よりその何れの口が支拂済となれるか又現存せるかに付ての見分けは一目甚だ困難とする場合がある。
- それ等の煩ひを除去せんとの意味よりして貸方金額、即ち預り金額欄の上下に豫告受理日と支拂日欄を挿入した。之に依て同一口座に多數連記されある場合その何れの口が引出の豫告を受け、何れの口が現存するかは一目にして瞭然たり得ると信ず。参考として左に使用例を掲ぐることをする。

使用例説明

- 一、證書發行の場合の例を示す。
- 一、通知預金利息は原則として兩端落計算と爲すべきで、殊に同業者預金に於て然りとすも茲では普通の片落計算法に依り利息を算出した。
- 一、支拂に際して爲す證書と元帳への刺印は摘要欄へ之を爲す。
- 一、他店手形小切手等にての受入にて起算を附すべき要あるものは摘要欄へ其旨記入し置く。

通知預金元帳

川瀬 淨股

(使用例)

昭和8年	番號	摘要	預方			金			利息		
			借	貸	支拂日	差引度高	日數	利數	利息	附稅	
1	50/1,580			50,000	8 5 26	50,000	30	1,500,000	135.00	9.45	
13	"/1,620	他店C * 5/14		50,000	8 6 20	100,000	42	2,100,000	189.00	13.23	
18	"/1,700			50,000	8 6 30	150,000					
31		50/1,580	50,000			100,000					
3	"/1,840			50,000		150,000					
7	"/1,860			100,000	8 6 25	250,000	23	2,300,000	207.00	14.49	
8	"/1,869			50,000		300,000					
16	"/1,910	他店C * 6/17		100,000		400,000					
25		50/1,620	50,000			350,000					
30		50/1,863	100,000			250,000					

記帳並に取扱に就て

通知預金は同業者が一時的遊資を合意の上預入するとき、及び事業會社がその手持事業資金を暫時の間預入する場合、又は商人が仕入資金を仕入の時期まで幾分たりとも有利にと考へ、低利なる當座預金より振替る場合等がその大部分なることは前にも述べたる所である。従つて預入には多くの場合豫め利率期間等に付て商議の交さるゝとを常とし、定期、特別當座預金の如く店頭で突然之が預入を申入れらるゝが如きは極めて稀である。

通知預金の申込を受けたるときは、先づその預金が、ほど幾日程度に預入し置かれ得るやに付て預金者の意中を糺し、その長短に應じ又金額多寡如何等に依て利率と豫告期間を協約し、預入の決定を見たるときはそれが其の預金者として初の預入なる場合は所定の印鑑を求め、豫告期間利率等を記入せる通知預金入金票を作成し、現金は出納係へ納入を乞ひ預金々額をメモに記載し印鑑と共に預金證書作成係へ廻附する等凡て第四章第一節第二款の取扱と同じ。

通知預金には期間の定めなきことを通例とするが故、預金に際して爲す利率の協約は定期預金の場合と異り、一般金利の變動に影響受くべきものと解すべきである。即ち、預金々利の高低——低落の場合殊に然り——に際しては其の變改當日より既約利率は新利率に當然變更せらるべきものなることは、當座、特別當座預金の例と異ならず、その點取扱上に誤解なきことを期すべきは勿論、預金に際して特に其旨預金者へ了承せしむると共に證書、通帳等の規定條項にも之に關しての一項を挿入し置く用意を必要とす。

第三節 通知預金證書と通帳

通知預金は、その預金の性質上當然證書發行を以て原則とすべきであることは繰返し述べたる所である。が、未だ全國的に之が統一は期せられてゐない。従つて茲には一般的、汎く預金實務研究の立場よりして其の双方に付て述べることとする。

順序として先づ通知預金證書の様式を左に掲げ、證書裏面に挿入すべき規定條項の要點に付て研究の筆を加へることとする。

通知預金規定第一項は引出豫告に付て、且つ引出通知に依り定まる支拂期日に、引出なき場合とてそれ以後の利息は支拂はない旨を規定す。これは引出通知に基き支拂資金の手配を爲さねばならぬ銀行として當然のことである。

又、既に述べたる如く通知預金の利率は、假令預入に際して一旦約定されたものとはいへ、金融の状況に依り一般預金利率變改につれ當然變更せらるべきもので、之が誤解を避くる用意よりして第二項規定の挿入を必要とする。

通知預金も特別當座預金と同程度に於て利息計算單位を定め、それ以下の端數には利息を附せないこととするべきである。此の場合その單位額を第三項の如く挿入する。

(四)、(五)、(六)の各項は何れも定期預金規定とほぼ同一で、説明するまでもなく缺くを得ない條項である。

通知預金證書様式 (裏面)

No. _____

通知預金證書

一 金

利率 百圓ニ付日歩

右金額本證書裏面記載ノ規定ニ依リ通知預金トシテ正ニ御預申候御引出ノ節ハ
 日前ノ御通知ニ依リ本證書引換ニ元利金御支拂可申候也

昭和 年 月 日

株式会社 × × 銀行
 役名 何 某 印

股

(裏面)

通知預金規定

- 一、此預金を引出されんとする場合は表記の通り豫め御通知下さい但し引出の御通知に因り定まる支拂期日以後は御引出なき場合と雖も利息は付きません
- 二、表記の利率は金融の状況に依り變更することがあります此場合新聞廣告を以て御通知に代へるものと御承知下さい
- 三、此預金は 圓以下の端數金額に對して利息は付きません
- 四、此預金御引出の場合は左の餘白に記名御調印下さい當行は御届出の印鑑と照合の上相違なしと認め御支拂致しました後は豫告の有無其他如何なる事故の申出が有りましたも當行は一切其責に任じません
- 五、此證書又は印章を紛失せられたるときは其旨直ちに御届出下さい御届出後相當期間を経過し尙發見せられぬときは當行の認むる保認人連署に依る差入證と引換に元利金を御支拂致します
- 六、此預金は當行の承諾なくして買入譲渡は出来ません

表書ノ預金並ニ利息金正ニ領收候也

昭和 年 月 日

住所 氏名

通知預金請取證様式

通知預金請取證

一 金

右第 號通知預金通帳ニ依リ御支拂相成正ニ請取候也

昭和 年 月 日

住所 姓名

株式会社 × × 銀行 御中

支拂印

通知預金通帳

通知預金通帳は大體特別當座預金と同型に調製し、規定條項又前項通知預金規定説明にて述べたると同様二三特種なものを除き、他は殆んど特別當座預金規定類似のものとしてを以て足る。

尙通知預金通帳を發行せる場合の預金引出には通知預金請取證(上様式)にその引出金額を記載せしめ、記名調印の上通帳と共に提出せしむべきである。

第六章 別段預金

第一節 概 説

別段預金なる科目の依て生じたる由來は寡聞之を知るによし無きも、要するに他の一般預金とは全くその性質を異にし區別せらるゝ預金なることは特に、別段なる字句が冠せられてゐる點に於ても想像し得る次第である。更に詳言せば別段預金とは、銀行が對顧客關係より或は其他業務上發生せる諸種なる取引事項中、未決済未整理に屬する勘定を一時收容し置く、謂はゞ事務整理上の便宜より制定せられたる勘定科目なりと言ふことができる。即ち、別段預金科目を以て處理せらるゝものは、

- 一、公社債株式等の募集取扱に當つて其申込金、拂込金等を一時此の勘定科目にて整理するとき。
- 一、荷爲替手形取組に當つて其の取組金額の幾割かを擔保金として保留、之を本科目へ收容整理することあるとき。
- 一、株式配當又は社債元利金支拂の爲その資金を當該會社より預託せられたるとき。
- 一、小切手の支拂保證に代へ又は其他の事情の下に自己宛小切手を發行せるときその代り金を本科目へ收容整理するとき。
- 一、當座勘定取引なき者が自行を支拂場所として手形を振出、之が支拂資金を委託せるとき。

- 一、定期たることは勿論特別當座とするにも都合悪しき、ほんの一次的預金を受入預金證書を發行したるとき。
- 一、取引先より種々なる事情の下に擔保金を受取ることがある。例へば、商業信用狀の發行に當つて依頼人より差入しむる擔保が現金にて提供せられたるとき、又は所有々價證券の貸付を爲す場合その擔保として現金を受けることある等は往々にして生ずる取引上の現象である。斯る場合、擔保權確保上現金其の儘の受入には不便が伴ふ故差入人宛預金證書を發行之に質權を設定する場合。

大體以上の如き場合之を別段預金として處理するのであるが、此外、手形の内入金又は取引なき先よりの依頼に係る代金取立手形の取立金、或は當座振込金を同じく取引なきに拘らず受入たるとき等、一時整理の方法として本科目を以て處理する場合も無しとせない。が、手形内入金を別段預金として處理することはとかく後日に問題を殘す因由ともなり、銀行に不利となる場合の生ずることを覺悟せねばならぬ。故に斯る取扱は全然之を爲さざることゝすべきで又、取引なき先の代金取立手形をその依頼に應じて取立、或は當座振込を一時別段預金へ受入れ置く等の如きは凡て變則なる取扱として之を排除し、萬不止得ものゝ外は取扱はざる方針を持すべきである。

第二節 帳簿様式と記帳整理

別段預金帳簿として、別段預金元帳及同記入帳の二種あり、此の兩帳簿を併用すると又その何れか一方のみの使用に止むることは銀行の制度如何に依り異なる所あらんも、別段預金帳簿として別段預金元帳及同記入帳の兩冊を併用す

るの制度は、前章通知預金帳簿の項にて述べたると同様主旨に於て筆者の採らざる所である。

本來別段預金が、銀行取引より生ずる諸種なる取扱勘定中他の預金科目其他を以て處理し能はざる上掲諸勘定を、事務整理上の都合を以て一時本科目へ收容整理するものなる關係上、その勘定尻は多くの場合短期決済のものたるべく、従つて之に使用する帳簿の如きもなるべく複雑たらざる制度と爲すべきであると考へる。

此意味よりして別段預金帳簿は、元帳又は記入帳の何れか一方のみを以てする單一帳簿制たることを理想とすべきである。而して其の何れが別段預金帳簿として適するやといふに、單一制たる別段預金帳簿としてはやはり元帳制の方がその取扱に利便多きを思はせるものである。故に此の場合、その双方を調和し得る口座制記入帳が最も別段預金帳簿として適するのではないかと考へらる。

試みに従來使用の別段預金元帳と、提唱の口座制別段預金記入帳の兩様式を掲げ、その比較長短に付て述べることにする(説明)。

説明

- 一、元帳記入帳の兩帳簿を併用する場合もとかく、單一帳簿制たらしむるとせば従來の別段預金元帳(様式B)では不便である。
- 亦、一般用ひらるゝ處の記入帳制にても複雑多岐なる項目整理を必要とする別段預金帳簿としては不適當なりと考へらる。故に、それ等の諸點を考慮し案出せるが揭示(A)様式の口座制別段預金記入帳である。
- 一、一般使用の通常記入帳と、様式に於て大體異ならざるも之を必要の各項目別に分類使用し得る點に特異性を有す。即ち、

故に、預金手形に付ての研究は茲に之を除外し、別段預金勘定を以て處理するを常とする預金證書に付てのみ述べることにする。

預金證書

預金證書とは定期或は通知預金又は特別當座預金等の如く確定名稱を冠するを得ざる一時的預金を預りたる場合、必要に應じ發行する證書にして往時の預金手形に代る——往時の預金手形中には自己宛小切手たるべき性質のものとなつて以來、その自己宛小切手たるべき性質のものは自己宛小切手へと、亦、例へ一時的なりとも——無利息利附の別なく、それが純然たる預金の性質を帯びたるものは之を預金證書へと、各分類するの必要に迫られたるの結果として、本項研究の主體たる預金證書出現の運びとなりたる次第である。

従つて、往時の預金手形なる制度を今尙固持しつゝある銀行にありては預金證書なるもの、備へなく、反之、預金證書の備へある銀行にありては、預金手形なるもの、影は既に諸用紙中より削除されるの運命にあるものと推斷して大過なきものと考へる。

約言せば、預金手形と預金證書は形式に於て相異なるも實質上何等異なる所なく、預金手形が一覽拂預金證書なりとの別名ある所以のものは即ち其の點に由來し、預金證書の備へあり且つ自己宛小切手の發行自由なる今日尙預金手形を併せ用ゆるの必要を認めないのである。

預金證書様式

No.

預金證書

一金

利率百圓ニ付日歩

右金額本證書裏面記載ノ規定ニ依リ正ニ御預リ申候御受取ノ節ハ本證書引換ニ御拂渡可申候

昭和 年 月 日

株式会社 × × 銀行

役名 何 某

殿

預金手形様式

No.

預金手形

一金

右金額正ニ御預リ申候ニ付テハ何時ニテモ貴殿又ハ此手形持參人へ御拂渡可申候也

昭和 年 月 日

株式会社 × × 銀行

役名 何 某

殿

其の結果として叙上預金手形の制度を持続しつゝある銀行にありては預金證書の備へを必要とするものでなく、亦預金證書の備へある銀行にありては、預金手形なるものゝ影すでに諸用紙中より没したるものとの断定が、はつきり肯定され得るものと信ずる。

参考として往時の預金手形なるものと、現今使用の預金證書様式を茲に掲げることとした。

預金證書規定

預金證書裏面に記載すべき規定は大體左記の如し。

- 一、預ケ主ハ豫メ其ノ印鑑ヲ差出置カレ此ノ預リ金御引出ノトキハ左ノ餘白ニ記名御調印ノ上支拂ヲ求メラルベシ。
當銀行ニ於テハ其ノ人ヲ正當受取人ト見做シ右印鑑ト照合シ支拂ヲ爲シタル上ハ後日如何ナル故障ヲ生ズルコトアルモ其ノ責ニ任ゼズ。
- 一、此ノ證書水火盜難ニ罹リ又ハ紛失若シクハ滅失シタルトキハ速カニ其ノ事由ヲ詳記シ當銀行ヘ通知セラルベシ。
其ノ通知後三十日ヲ經テ尙發見セザルトキハ當銀行ニ於テ相當ト認ムル保證人貳名以上ノ連署アル證書ヲ受取リ本預リ金ヲ支拂フベシ。

第七章 印鑑簿及其整理

第一節 印鑑簿の形體

諸預金支拂に當つて印鑑照合の完全を期することを今更茲に贅言を用ひるまでもない。而して印鑑照合の完全を期せんとするには、先づその印鑑照合事務を敏速容易に爲し得るやう、印鑑簿そのものゝ形態様式に工夫を凝らし、常に怠りなく之が整理を完備し置くの用意が必要である。

印鑑簿の様式には貼付式、差込式、カード式、ルーズリーフ式等數種あるが何れも一長一短、特長ある反面又缺點相伴ふといふ状態にて、見るもの扱ふものに依り必ずしもその觀點を一にするものではない。

即ち或者は貼付式を可とし亦差込式優れたりと論じ、一方亦カード式ルーズリーフ式印鑑簿の使用に慣れたるものは必ず印鑑簿のカード式ルーズリーフ式たるべきことを強調するならん等、容易にその断定は困難であると考へらる。

しかし、現今我國銀行間で最も汎く用ひられつゝある預金印鑑簿の様式は、やはり貼付式差込式の二種類ならんとす。

一、貼付式印鑑簿

貼付式印鑑簿の特長とする點は、取扱の輕快にして又絶對散逸の憂なきこと、及印鑑用紙その當を得たりとせば手輕なる印鑑簿一冊へよく壹千口に近き印鑑を貼付收容し得るが故、取扱口數多き特別當座預金の如き印鑑簿としては本様式に如かないと思ふ。

但し、貼付式印鑑簿が特別當座預金の如き數多き預金の印鑑簿として他の様式に優れりとするは、その預金元帳の口座配列が必ず番號順に爲されあるとを前提としての言にして、若し預金元帳が預金者名に依るイロハ順、或は五十音順、アルハベット順等に整理されある銀行にありては、之が印鑑簿も又元帳同様の順に整理するの必要ある關係に於て、全然貼付式印鑑簿の利用範圍外にありと言はねばならぬ。即ち、斯る預金元帳の整理方式を採れる銀行にありては差込式其他貼付式以外の印鑑簿使用を利便とする。

貼付式印鑑簿の利便とする點は、前にも述べたる如く取扱輕快にして、手輕なる一冊の印鑑簿によく千口に近き印鑑を貼付し、照合事務が敏速に取扱ひ得らるゝにあるも、一面又非融通的にして、口座増加につれ貼付替其他の整理を要する場合の如き、本貼付式印鑑簿は取扱不便にして、亦不適當なりと云はざるを得ない。

預金元帳と印鑑簿は、必ず同一順に配列整理するを理想とするが故、預金元帳がイロハ順五十音順等に整理されある場合は、印鑑簿も亦斯く整理さるゝを要する次第とて、如斯、口座整理の方法を採れる預金元帳が、口座増加につれ或は繰越相亞ぐことに依つて口座配列が亂雜に流るゝと同様意味にて、印鑑簿の整理も取扱口座の増加に従ひ、各區間の整理繰返しを豫想せらるゝ所のイロハ順、或は五十音、アルハベット順等の配列に用ひらるゝ印鑑簿として貼

付式は、聊か不便であり亦不適當なりと謂はざるを得ないのである。

二、差込式印鑑簿

差込式印鑑簿の特長とする所は、加除自在なるが故取扱増加に應じて各區間を整理せんとする場合、或は取引解約に際して之を解約印鑑簿又は廢印簿等へ移貼せしむる必要ありたるときは、其取扱が至極簡便に行ひ得る點等にあるが、その反面又差込口破損擴大につれ印鑑用紙の定着に緩みを生じ、散逸の憂なしとせない。従つて頻繁に照合を繰返さねばならぬ取引用の印鑑簿としては今一息との遺憾さがある。

然し、印鑑用紙及印鑑簿の裏紙製作に一段と工夫を加へ、差込口の破損擴大を可及的防止し得るの方法と、絶對散逸の惧なき施設を完全に爲し得て、更に之をルーズリーフ式と爲すことに於て一層その利便さを増す次第で、さうした點よりして差込式は、最も將來性に富む印鑑簿様式なりと云ひ得る。

三、カード式印鑑簿

カード式印鑑簿は單に印鑑としてのみ之を使用することなく、カードの表裏を利用して預金殘高を記入し、或は其他特殊預金等に對して備忘的記載を爲し得るの仕組として之を用ゆる點に利便と特異性がある。

即ち、定期預金印鑑簿として本様式を用ひ、カード面に定期預金の受拂總額を記入し得ることとし、受拂の都度その増減を記入し置くとせば、同人に對する預金の消長又現在幾何の預金殘高を有せるや等に付て之を知らんとするとき、此印鑑を索出することに依て一目瞭然たらしむるの特徵を持つ。しかし、單に印鑑簿としてのみ之を觀るとき、

果して各種預金の印鑑簿として貼付式差込式等と同様利用範囲を擴大し、不便なく利用せしめ得るやに付ては、乍遺
儲尙疑問符を附するの外ない實情にある。

つまり、カード式印鑑は印鑑簿としてよりも預金の消長残高等を記録し得る一種の預金者名簿の如き様式として、
之に印鑑を附するといふ所謂兼用主義に依る場合のみに限り、その利用性を持ち、然らずして只印鑑簿としてのみ之
を用ゆる場合は索出の敏捷、整理保存の容易なる點等に於て、到底貼付式差込式等に及ばざるものと斷するの外なし
と考へるものである。

要之、カード式印鑑簿は、利用の範圍僅かに或一部のみに局限されるものといふべく、前叙方法に依り定期預金
印鑑簿の如きに用ひて或は妙ならんも、其他各種預金印鑑簿として何れの預金印鑑簿にも、果して利用し得るやは未
だ研究の餘地ありと云はざるを得ぬ。

四、ルーズリーフ式印鑑簿

ルーズリーフ式印鑑簿は、多く爲替印鑑簿として或程度「要項」をも兼ね得る様式となして使用され、相當効果を
收めつゝある現状にあるも、預金印鑑簿としては今日まで未だ充分その眞價を發揮されるを聞かない。

事實又預金印鑑簿としてルーズリーフ式を採用するは、それが完全なバインダーに收容して整理し得る方法と爲せ
る場合は兎も角、爲らずして單にクロス表紙のみを以て綴込む程度の整理方法なりとせば、何等貼付式差込式等の
固定製本されある印鑑簿と選ぶ所なきのみか、寧ろ尙ばる缺點及持運びに不便を感じる點などより考へ、ルーズリー

フ式と爲すの理由を認むるに苦しむものである。

然らばそのバインダーを用ひて爲すルーズリーフ式印鑑簿の使用價值如何といふに、ルーズリーフ式をして眞にそ
の本領を發揮せしむるには、やはり正式バインダーを使用することには云ふまでもない。が、バインダー使用に
依るルーズリーフ式帳簿が容積大にして取扱甚だ不便なりとの定評あると同様、之を印鑑簿として用ゆる場合も亦ほ
ど同意味の缺點を擧ぐるの外ない實情にあると考へらる。

再言せば、預金印鑑簿としてのルーズリーフ式は、單にクロス表紙に綴ち、紐を以てとち込む程度の不徹底なる
整理方法を以てするならば、殆んど固定製本に依る印鑑簿と選ぶ所なき故、寧ろ従來の貼付式差込式印鑑簿に依るを
利便とし、亦バインダー使用の場合に加除甚だ自由にして、増減整理に當つて特に利便あるを認むるも、日常照合事
務取扱の上には、今一段との遺憾さがあることを否むを得ないであらう。

要之、預金印鑑簿としてのルーズリーフ式は、未だ實用範圍にあるものとして推奨に値ひする特徴を何等有するも
のに非ざるものと斷するの外ない。

以上述べたる所に依り大體各様式の持つ得失を了得されたるものと考へるが、總て事物の觀察には人各々に依り必
ずしも點頂を一にするものではなく、前叙各様式の得失亦見る人に依り異論ある場合なしとせざらんも、その原理よ
り推して已むを得ない。

殊に銀行事務は、各行古來の慣習と行是ともいふべき特異の制度組織に依り培はれ來れる、所謂先入觀念なるもの

が甚だ強く働きかくる關係よりしてとかく排他的に流れ易く、引いて之が事務改善に影響する所甚だ強く、全國的に銀行事務の可及的統一を期せん主旨よりして銀行大會が決議する僅か一部の、爲替關係書類様式の如きさへ其實施に忠實なる銀行の、今日に於て尙至つて少數なるを見ても、如何に統一の難事にして且多岐に互れる制度と組織を擁し互ひに固く守りて動かさるかの情状がはつきり想像し得らるゝではないかと考へらる。

元來、筆者が本稿に筆を執りたるの所以は、複雑に組織づけられたるそれ等銀行事務の可及的統一をとの念願が動機の一部となりて出發せるもの、銀行事務としては至つて些細なる印鑑簿——些細なりと輕視する勿れ、印鑑照合の重大性は既に幾度か述べたる如く、その正否に依る後日への煩累は想ふだに慄然たるものがある。——の如きに至つても、到底それが同一様式に統一されることは木に攀て魚を求むるの困難があるとすると、せめて貼付式、差込式、カード式、ルーズリーフ式の四種程度にほゞ同一印鑑用紙と同一印鑑簿形體を使用される位には統一されても良くはないかと思ふ。

その意味よりして亦説明の便宜よりして、上述四種様式の印鑑簿を各種預金の別にそれ〴〵活躍せしめて、印鑑用紙と印鑑形體を各別に掲出することとする。

従つて、以下述べる所の印鑑簿は、説明の便宜より各別個の形體様式を用ひたるまでにして、同一銀行に於て預金印鑑簿を斯く多種別に制定すべきであると申述ぶるのでは決してない。その點特に誤解なからんことを希つて置く。

第二節 當座預金印鑑簿

當座預金印鑑簿は假に差込式に依り説明することとする。

當座勘定取引用印鑑は當座取引開始と共に契約書に附隨して提出せしむべきで、通例印鑑用紙には夫々届出文言を印刷しおき、契約本人用(或は代理人用)とを區別し、又本人以外の代人名を以て小切手を振出さんと希望する先に對しては左掲(C)代理人印鑑を併せ徴收すべきである。

印鑑照合の取扱

當座勘定印鑑の照合は、

- (A) 元帳係に於て其元帳相當の印鑑簿を受持、支拂の都度元帳係が印鑑の照合をなす方法と、
- (B) 専任の印鑑照合係なるものを置き、支拂に係る手形小切手は總て記帳前支拂前にその印鑑照合係へ廻付之が照合を爲さしむる方法、或は別に専任の印鑑照合係は設けざるも、
- (C) 預金の受付に印鑑簿を備へ、受付係に於て總て印鑑の照合を爲す等の方法あるが、

それ等は各銀行の當該係事務分擔の方針及、制度組織が相異なることに依て、或は又店の大小、事務の繁閑、人員の多寡等に依り其取扱を異にする次第ならんが、理由の如何に拘らず(A)方法に依る印鑑照合事務の分擔は、制度として最も拙劣なるものなりと謂はざるを得ぬ。

(A)

裏面 表面

昭和 年 月 日ヨリ使用

鑑	印	當座預金
	役印	
	認印	
名氏者表代及印社		所在地及社名

抽者貴行へ當座預金ヲ爲スニ付テハ當座取引差入書記載ノ規定ヲ承諾シ同規定ニ依リ表面ノ印鑑差出候也

昭和 年 月 日 住所 姓名

株式××銀行 御中

(B)

裏面 表面

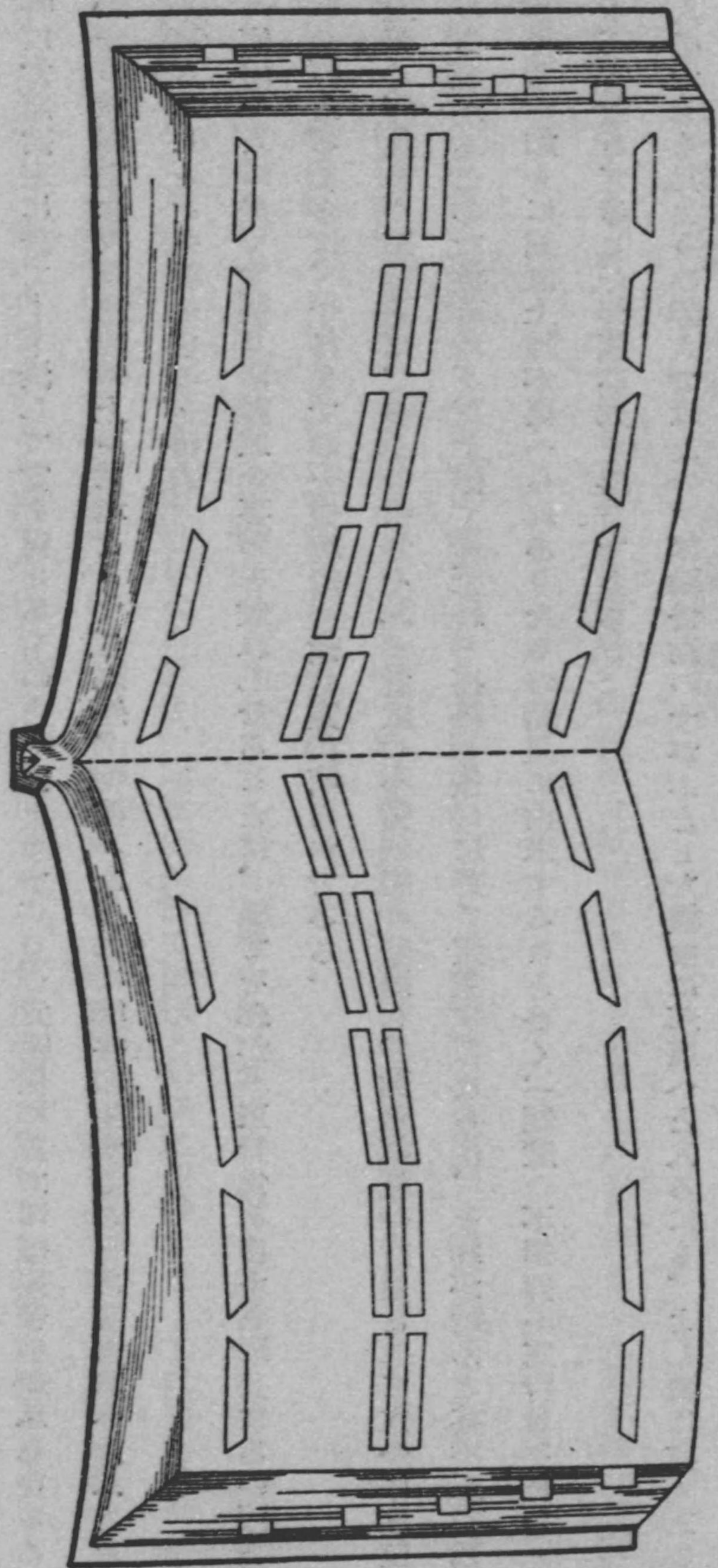
昭和 年 月 日ヨリ使用

鑑	印	當座預金
	役印	
	認印	
名氏者表代及印社		所在地及社名

當會社貴行へ當座預金ヲ爲スニ付テハ當座取引差入書記載ノ規定ヲ承諾シ同規定ニ依リ表面ノ印鑑差出候也

昭和 年 月 日 所在地 社名 代表者

株式××銀行 御中



銀行預金事務精義

(C)

裏 面 表 面

昭和 年 月 日ヨリ使用	
代理人印鑑	當座預金
代理人署名又は記名	本人所在名氏

(何某)ヲ以テ抽者ノ代理人ト定メ抽者ノ貴行ニ對スル諸取引一切ヲ委任
 致候間同人ノ貴行ニ對シテ爲シタル行爲ニ付テハ總テ抽者ニ於テ其實ニ任ズ
 ベク候也追而同人ノ印鑑表面ノ通ニ有之候

昭和 年 月 日 住所 姓名

株式××銀行 御中

言ふまでもなく預金支拂に當つての印鑑照合は甚だ重大にして、假にその照合事務を疎かにしたりとせんか、依て生ずる危害の程や想ふだに慄然たらざる次第で、その重大なる照合事務を、繁忙な元帳係に依て兼ねしむるが如きは——特に當座勘定に於て——決して當を得たるものといふをえず、且つ元帳係に於て印鑑照合を兼ねしむることは、印鑑照合の疎漏懸念及事務能率上の見地よりする以外、尙種々なる點に弊害相生することあるに考へ及ぶとき、特にその不可なることを強調せざるを得ぬ。

例へば同一人に於て元帳及印鑑照合事務を兼ねしむることは、轉てそれが不正行爲を自ずと助長するの因となりつゝあるものなることは、今日までの一般經過に徴し定に明らかである。

世上聞く行員の不正行爲は、多くの場合それが制度の不備缺陷に基因し、勤勉模範の行員として内外に衆望を集めつゝある者がふとした機會に不正を働くに至れる徑路を後日に於て索策するならば、それが殆んど其不正行爲を容易に爲し得るが如くに制度上隙が與へられありたるの結果に由來すること多く、「制度の不備即不正行員を育む」の言必ずしも不當ならざることが窺ひ知り得るであらう。

罪人必ずしも元よりの罪人ではない。精勵格勤の士がふとした機會に邪道へと入るにも、よし他に種々なる原因のありたるに依るものなりとするも、直接にはそれが制度上に缺陷ありたるに基因したるものなりとせんか、行務を司る者としての遺憾さは又格別深きものあるべきで、些々たる日常事務分擔の上にも特に其點に留意を要すると爲す所以である。

以上述べたる理由に依り當座勘定印鑑の照合は、必ず(B)(C)の方法に依るを要し、決して元帳係に於て之を兼ねしむる(A)方法を探り、又之を持続すべきでない。

第三節 特別當座預金印鑑簿

出入の頻繁なると、他預金に比し口數多きが故、印鑑照合整理等に最も手數と苦心を要すると爲すは我特別當座預金印鑑である。

地方の慣習又は特に顧客よりの希望に依り通帳へ捺印拂出を爲し、全然特別當座預金請取證なるものを徴收せざる銀行にありては比較的其點に手數は軽減せらるゝも、新規拂出に對しては必ず印鑑簿との照合を要すること勿論にて多數顧客を窓口に控へての照合手數は實際かなりの苦痛である。

さうした意味よりして特別當座預金元帳がカードシステムである場合は、元帳カードに印鑑欄を設け(第三節第一節、印鑑簿に當つて元帳カードへも共に印影を求め置き、元帳係に於て記帳と同時に照合する——此場合前項當座預金に於て述べたる印鑑照合の元帳係兼務不可の言に當て嵌らない。何となれば、特別當座預金の支拂には必ず預金通帳の伴ふことを要し、單に小切手のみを以て支拂を爲す當座預金に比し危険の率が低いことは慥かである——といふ如き方法を探ることは、煩雜なる特別當座預金印鑑照合事務を至極簡易に爲し得らるゝの結果となり、推奨に價ひするものなりと考へらる。

貼付式特別當座預金印鑑用紙

特別當座預金	印
拙者貴行へ特別當座預金ヲ爲スニ付テハ通帳記載ノ規定ヲ 承諾シ同規定ニ依リ印鑑差出候也 昭和 年 月 日 住所 姓名 株式××銀行 御中	

印鑑照合の取扱
 事務能率其他の諸
 點より推して特別當
 座預金元帳の口座配
 列が、必ず口座番號
 の順に爲さるゝを要
 すると同様意味に於
 て、我特別當座預金

印鑑も亦必ず口座番號の順序に整理せらるゝを要すべきである。

特別當座預金印鑑簿を元帳同様口座番號順に整理し置くことは、他の何れの配列順を以てする場合よりも照合事務を容易ならしめ、敏捷に取運び得らるゝの利便がある。

印鑑簿をイロハ、五十音、アルハベットの順序に整理することは、同一頭字のものが亂雑に配列されねばならぬ關係に於て、索引照合に手数を要することは勿論やがて各區間に設けられたる餘白が口座の増加に伴つて充満し、之が整理に甚だ手数を要し困難なる煩累を残す憂あるに對し、番號順整理の場合は全然その懸念なきのみか、前叙照合事務が敏速に爲され得る點に於ても到底他の追従を許さざる特徴を有す。

特別當座預金印鑑簿一(貼付式)

4387	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4382	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4383	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4384	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4385	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4386	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4387	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4389	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中
4390	特別當座預金	印鑑	株式××銀行御中

しかし、印鑑を、口座番號の順序に整理し得るは、各種預金中通帳發行を原則とする我特別當座預金のみに限られる次第で、他の當座、定期、通知等の預金には乍遺憾之を當て欲むるを得ない。

預金元帳の口座整理が——延いて印鑑簿の整理が——イロハ、五十音、アルハベットの順序に爲され場合は印鑑簿の様式として差込式も不可なく——或はカード式、ルーズリーフ式亦決して非難すべきでないが、口座配列が番號の順序に爲され、印鑑の整理又同様口座番號の順序に爲されある場合の印鑑簿は、貼付式が他の何れの様式にも勝れるものなりと考へらる。

さうした點より推して特別當座預金印鑑簿は、掲示形體の如き様式のものゝを推奨する。

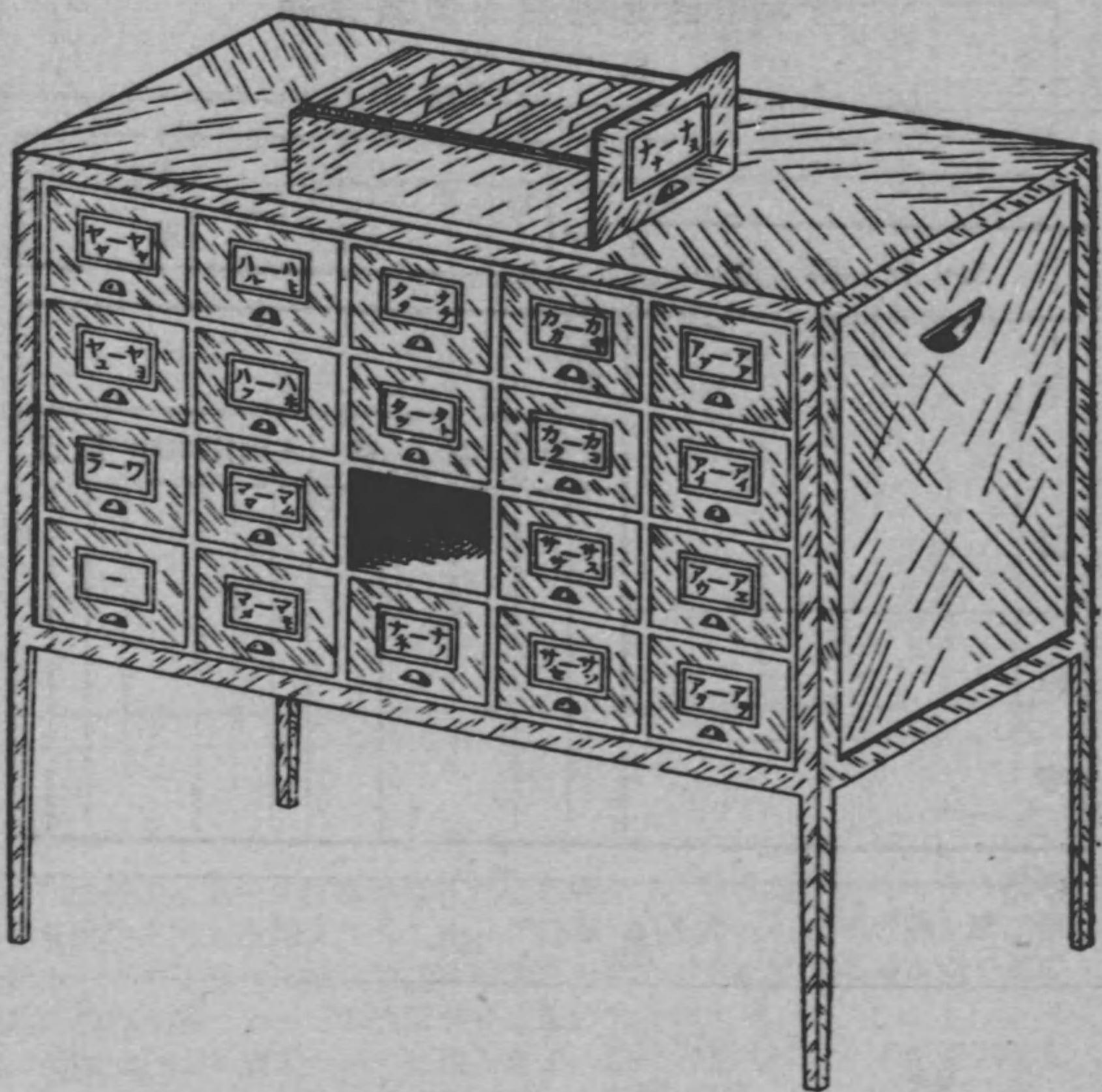
第四節 定期預金印鑑簿

各種印鑑簿の様式形體を説明する便宜よりして、茲に定期預金の印鑑簿はカード式のものゝを以て研究することゝした。

然し、定期預金の印鑑簿が必ずしもカード式に限らるべきであるとは爲すものではなく、店の規模、取扱の多寡等に依り寧ろ貼付式、差込式等の方取扱に利便と爲す場合もある。

即ち、印鑑簿をカードシステムと爲すには、カード容器に相當設備を要する關係に於て、貼付式差込式の如く取扱簡便ならず、店の規模大にして取扱口數亦相當多き場合に限らるべきなりと考へらる。

印鑑カード容器



定期預金印鑑簿を假にカード式に爲すと
して、印鑑カードを收容する「カード容
器」は取扱口數の増加につれ、漸次その容器
の數をも増加せしめてゆく所謂組立式のも
の、及び將來の増加口數を見込んで相當期
間使用し得る程度の規模として作製する單
獨式容器其他種々なるものあらんが、印鑑
カード容器としては店頭に之を裝へる關係
上なるべく外觀も見苦しからざるを要し、
又、索出照合等の取扱を敏捷にし脱遺散逸
をも防止し得ることに重點を置き製作せら
るべきで、其點よりして掲圖要領の如きカ
ード容器を用ゆるとを以て理想と考へる、
印鑑カードの様式は、單に印鑑のみに使
用する場合と、兼ねるに預金の増減其他取

(B)

定期預金		行	頭字	番號	
		姓名			
印鑑備考	月日	金額	支拂日	利率	期日

説明。(B)様式はカード容器が有孔式なる場合——有孔式とはカードの散逸を可及的防止せん意味よりしてカード容器の内底部へ金屬製の棒を縦に通し、カードの下部へは揭示様式の如き孔を穿ち、之に前記の棒を通じ必要以外の場合は横にカードの抜取ができないやうにする。

(A)様式は(B)様式の如き仕組とせず、單に容器内へカードを並列せしめ置くのみに止むる所謂無孔式のもの。

第五節 通知、別段預金印鑑簿

通知、別段預金等の印鑑簿は大體特別當座預金印鑑に準じて備付せらるべきで預金の口數甚だしく多からざる場合は、兩預金印鑑を同一印鑑簿へ收容整理するも亦一方法である。

扱状態の凡てを記録し得る仕組とするかに依て相異なる次第なるが、預金の印鑑をカード式と爲す以上は之を相當利用せしむる方法を考究すべきで、普通カード面に其取扱の状況を大略記録し得る上掲様式のもの比較的利便である。

(A) カード式定期預金印鑑用紙 表面

定期預金		行	頭字	番號	
		姓名			
印鑑備考	月日	金額	支拂日	利率	期日

裏面

株式会社 × × 銀行
御中

昭和 年 月 日

拙者今般貴行へ定期預金ヲ爲シ又將來定期預金ヲ爲シタル
場合其元利金受取ノ爲使用スル印鑑差出置候也

住所
姓名

別段預金印鑑用紙

裏 面 表 面

第七草 印鑑簿及其整理

<p>抽者貴行へ別段預金ヲ爲スニ付テハ其元利金受取ノ爲使用スル印鑑差出候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>住所 姓名</p> <p>株式 × × 銀行 御中</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">印 鑑</th> <th rowspan="2">別段預金</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <th>名</th> <th>姓</th> <th>所住</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </table>	印 鑑		別段預金			名	姓	所住			
印 鑑		別段預金											
名	姓	所住											

四三三

通知預金印鑑用紙

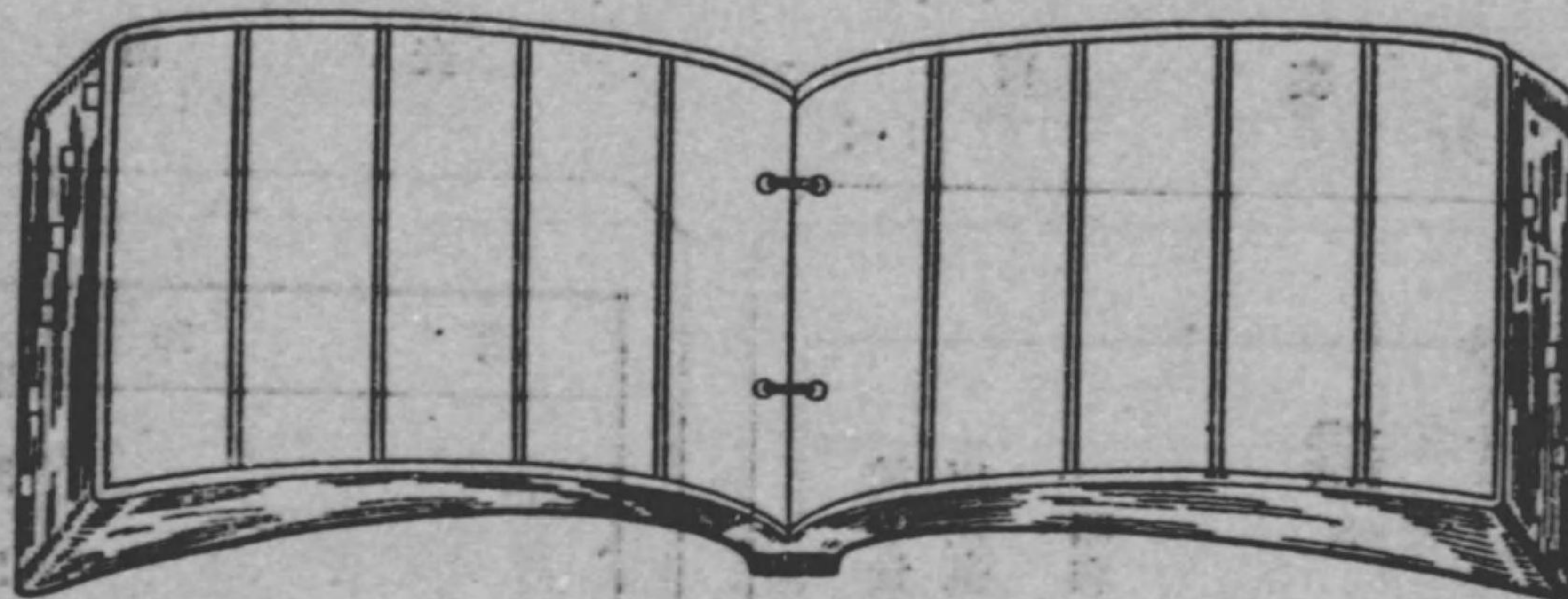
裏 面 表 面

銀行預金事務精義

<p>抽者貴行へ通知預金ヲ爲シ又將來通知預金ヲ爲シタル場合其元利金受取ノ爲使用スル印鑑差出候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>住所 姓名</p> <p>株式 × × 銀行 御中</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">印 鑑</th> <th rowspan="2">通知預金</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <th>名</th> <th>姓</th> <th>所住</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </table>	印 鑑		通知預金			名	姓	所住			
印 鑑		通知預金											
名	姓	所住											

四三二

ルースリーフ式印刷機



結語

以上を以て現今我國銀行預金實務の大體を展望し得た考である。今稿を終へ筆を掲めて瞑想、粗述の跡を腦裡に再展せしめ靜かに思ひを廻らすとき、項目の配列甚だ魚筈、記する所亦至つて未熟平凡の憾ありたることは筆者の毫に汗顔する所である。

しかし、都鄙何れの銀行たりとも今、執務方法改善に付てかなりの苦心と焦躁を感じつゝあることは時代の趨勢よりして争ひなき所で、古き殻に立籠りて動かざる底の舊套な執務法は今日之を許さない情勢下にある。即ち、銀行事務改善は必至の運命ともいふべきものなりと考へらる。

さうした機会に逢着して本粗述が、たとへ微温、且つ暗示的にもせよ何等かの役割を演じ、参考の一端に資せらるゝことゝもならば起筆の意義即ち足れりとなす。

銀行預金事務精義終

昭和八年十二月十五日印刷
昭和八年十二月二十日發行

〔定價金參圓也〕

(銀行預金事務精義)
付 典


著者 青木定次郎
發行者 東京市麴町區九段一丁目四番地 國松
印刷者 東京市麴町區九段一丁目四番地 益枝寅三郎

發兌

東京市麴町區九段一丁目
東京市東區内淡路町二丁目
大阪府東區三軒松

文雅堂

(發行所印刷堂雅文)



649
131

